

第4回 墓地等の経営許可権限移譲可能性検討委員会 会議録

日 時：平成29年3月28日(火) 午後3時00分～午後4時15分

場 所：二宮町役場2階 第1会議室

出席者：出石会長 / 矢島副会長 / 松木委員 / 森委員 / 横田委員

事務局：成川都市部長 / 和田生活環境課長 / 石原環境政策班長 / 北川主事

傍聴者：2名

1. 開会
2. あいさつ

会 長：第4回の委員会となりますが、委員会の方向性について、ある程度まとめることができると考えておりますので、忌憚のないご意見をお願いいたします。

3. 議題

- (1) 他事例における規制状況について

『他事例における規制状況について事務局より説明(資料1)』

【質問・意見等】

会 長：並行条例と法執行(法律リンク)条例というものがありますが、先ほど説明にありました宮代町、横須賀市の墓地等に関する条例は法律リンク条例、また、横須賀市の適正な土地利用の調整に関する条例、葉山町まちづくり条例は並行条例になります。法律リンク条例は、法律で決まっている要件に、条例で独自に基準や要件を加えて、その基準等に適合しなければ墓理法の許可がされないの、法律の効果が、条例により変わります。これは、墓理法の権限を持たなければ条例を作ることができません。

では、墓理法の権限を持っていないければ、墓地の規制が二宮町で出来ないのかというと、そうではなくて、並行条例というものがあります。これは、法律とは関係なしに、手続き、基準、罰則などの規定をすべて備えているものになります。葉山町では、神奈川県が墓理法による許可をしても、葉山町まちづくり条例における事前協議をしなければ墓地は作れないこととなりますので、両方の制度設計があることとなります。

したがって、ここでの議論は墓理法の権限を受けるかどうかの話ですが、墓理法の権限を受けないと墓地の規制が出来ないということではないので、念頭に入れておいてください。

委 員：権限を受けなくても、墓地の規制が出来るという話ですが、例えば、住宅などからの距離規制を設けることは可能ですか。

会 長：可能ですが、過剰な規制は違憲になります。墓理法の権限を受けて条例を作るの

であれば、墓埋法の目的である、公衆衛生、その他公共の福祉の観点から逸れることはできません。

委員：まちづくり条例などでは、墓地以外にも規定が可能であって、墓埋法による条例では、墓地以外を規定することは出来ないということですね。

会長：そのとおりです。

委員：二宮町では、「開発事業における手続き及び基準等に関する条例」のなかで墓地を対象にしていますが、まちづくり条例化する際には、そのなかで規制等が出来ることとなりますね。

事務局：現在、町が検討している「開発事業における手続き及び基準等に関する条例」は、主に手続きや公共施設等について定められているものですので、まちづくりの観点で、墓地もその中の一部で規定出来るようなまちづくり条例の検討までには至っていません。この条例は、制定時期を定めて、現在は検察協議等を進めており、まちづくり条例の制定については引き続き検討するような形となっています。当初は、まちづくり条例を作る流れはありましたが、規定範囲が広いことから、まずは、手続きに関しての規定を作ることを優先しているところです。

委員：まちづくり条例の制定も視野に検討しているとのことですが、権限移譲の検討に伴ってまちづくり条例制定の話があったのか、そうではなくて、本委員会とは別のところで議論があって、まちづくり条例が必要との話になったのですか。

事務局：以前より議論があって、なおかつ、墓地の問題もあってまちづくり条例の中に入るかという話の流れになっているものと思います。

委員：権限を移譲して条例化するか、権限を受けずに条例化する場合であっても事務負担等の肥大化は変わらないのではないかと思います。

事務局：まちづくり条例のような並行条例のほうが、墓地以外も対象物として規定している分、効率的であると思います。

会長：条例は、相応の理由などがなければ作ることはできませんが、そもそも、墓地法の権限を受けるかどうかの議論のなかで、移譲を受けなくても墓地に関しての規定が出来るひとつの方法としてまちづくり条例の話が持ち上がっているだけなので、まちづくり条例の議論だけが深入りしないようお願いしたいと思います。

(2) 権限移譲の可能性及び方向性の検討について

『権限移譲の可能性及び方向性の検討について事務局より説明（資料2）』

【質問・意見等】

会長：資料2のまとめは私の試案であって、確定ではないので、この場で十分にご議論いただきたいと思います。これまでの議論にありましたとおり、さまざまな論点があるなかで、例えば、町民全体として墓地のあり方をどのように考えているのか把

握するための意識調査や自治体の人員体制なども含めてどうなのか、そのような実態調査が行われてきていないので、実質 3 回の議論を行ってきましたが、この段階で権限を受けるべき、受けるべきではないとも提案することは出来ませんでした。

これまでも、端的に権限を受けるべき、受けるべきではないといった直球的な意見のもと検討がされていなかったこともありますので、先送りで、もう 1 年考えてはどうかと思っているところです。

また、二宮町を除いた県内町村は権限を受ける予定が無いということでしたので、権限を受けると踏み切っているのかという懸念もあります。二宮町だけ権限を受けるとするのは、確かに紛争があったということは理由になりますが、それでも判断は難しいと思っています。

ただ、会長が決定することではないので、この委員会のなかで導き出すことが出来ればと考えていますので、忌憚のないご意見をお願いします。

委員：当委員会に地域の代表として参画してきましたが、地域住民を無視し、営利目的のみととれる新たな墓地開発、経営が許可されることは容認できません。

現在、二宮町では人口が減少していますが、その主な課題は住環境を守り、改善することにあります。

したがって、速やかに本件の権限移譲を受け、可能な限り二宮町独自の住環境に配慮した条例を制定し施行すべきです。自治体の長、議会及び組織は最大限の助力をお願いします。

会長：初めて明確な意見が出ましたが、ほかの委員の意見もお願いします。

委員：権限移譲の判断は出来ませんが、権限移譲、または独自条例によって、墓地に関する対策が必要であると思います。

委員：権限を移譲して、条例制定するまでは相当な期間を要すると思うので、今すぐに出来ることとして、町が施行に向けて進めている「開発事業における手続き及び基準等に関する条例」に墓地を規定したほうが良いと思います。

会長：権限移譲を受けるとなれば、早くても来年度になりそうですが、場合によっては、更にかかりそうですね。

事務局：条例制定となれば、パブコメを含めて更に数年かかるかと思っています。

委員：権限を有している自治体に、運用が機能しているのかなど、実態調査をしたなかで整理してみないと判断ができないと思います。

会長：今、委員より頂戴した意見では、まとめることは難しいので、「即刻、移譲を受けて権限を行使すべきである」という意見がある一方、執行が機能しないのではないかという恐れもあるので、さらに検討が必要である」それから、「まちづくり条例などの方法もあるので、そのほうが権限移譲より早い対応が出来るから、そちらを進めながら権限移譲について更に検討をしたほうが良い」これら前述の意見に加えて、各委員の意見を出す方法になるかと思っています。

委員：継続して、解決しなければならない課題は山積みであると思います。権限移譲を受けて、結果として機能しないということを懸念しますし、機能していないのに行政コストだけ膨らむようであれば、何の意味も無いと思っています。これに関しての調査もなされていないですし、墓地の需要数の算定については、町民の意識調査を行わないと把握は出来ません。仮に、町内に一定程度の墓地の需要数があった場合に、町が墓地を造らせないという姿勢をとれば、隣接する自治体の墓地の供給に寄りかかってしまうような不健全な話にもなります。これは、意識調査を行わないとわからない話ですので、その点を明確にしないと、権限移譲の話は進められないと思います。

会長：自治体ごとに独立しているから良いという話もあるかもしれませんが、隣接自治体も視野に入れて考える必要はあると思います。ただ、現状として、墓地の紛争があって、陳情が了承されているので、何かしらのしなければいけないのも現実の話だと思います。そういった意味では、引き続き権限移譲の検討をする必要があると思います。ここまでの議論では、移譲を受ける、受けないとの結論は出ませんので、引き続き検討をする必要があるという意見、かつ、問題がある以上は町の政策は、なるべく早く権限移譲するか、もしくは独自の条例等で墓地に関する規定を設けて取り組むことが必要ではないか、このようにまとめたいと思います。これらの内容をまとめて、後日、委員にご確認いただき、委員の意見を踏まえて、最終的に会長と事務局で調整しまとめたいと思いますが、ご了解いただけますか。

委員：異議なし。

会長：では、そのようにしたいと思います。

(3) その他

事務局：後日、最終的なとりまとめをさせていただきたいと思いますが、本委員会は、一旦終了し、新年度は新たな体制で検討したいと思います。

4. 閉会

事務局：これもちまして、第4回の墓地等の経営許可権限移譲可能性検討委員会は閉会とさせていただきます。ありがとうございました。